

## 1. 助成対象

徳島市に住民票のあるお子様で18歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間の医療費を助成します。

※ 中学校修了から18歳までの方が制度の対象となるのは、令和6年1月1日からです。令和5年12月までは15歳到達後最初の3月31日(中学校修了)の方までが対象となりますのでご注意ください。

## 2. 助成内容

健康保険適用の医療費について助成します。ただし、食事療養費については助成対象とはなりません。

診療報酬明細書(レセプト)毎に年齢に応じた一部自己負担金が発生します。

年齢	通院	入院
0～2歳	0円	0円
3歳以上	600円	0円

※ 調剤薬局では一部負担金はかかりません。

※ 診療報酬明細書毎とは基本的に一月毎、一医療機関、保険証毎に作成されるものです。

なお、次の場合は助成を受けることができません。

- ① 他の法令による給付(育成医療、小児慢性特定疾患等)を受けることができる場合  
(窓口で自己負担金がかかる場合は、その自己負担金額について助成の対象となります。詳細については子育て支援課にお問い合わせください)
- ② 健康保険各法に基づき、高額療養費、附加給付金の支給があった場合  
(これらが支給される状況である場合、その支給される金額については助成の対象外となります)
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害給付が行われる場合。

## 3. 申請について

次の書類を持参のうえ、申請にお越しください。申請書類を確認のうえ、不足書類がなければ原則窓口で受給者証をお渡しします。

— 手続に必要なもの —

- ・ お子様のお名前が入った健康保険証
  - ・ お子様と保護者の方の個人番号確認書類(個人番号通知カード等)および保護者の方の身元確認書類(運転免許証等)
- ※ お子様の保護者以外の方(代理人)が手続きされる場合は委任状および代理人の身元確認書類(運転免許証等)

※ 住民票作成中の場合、受給者証を窓口で即日お渡しできない場合がありますのでご了承ください。

※ 児童福祉施設を退所、生活保護の廃止があった場合は、再度申請が必要になります。

## 4. 子ども医療費受給者証の使用方法について

県内の病院で受診される場合は、保険証と子ども医療費受給者証を合わせて医療機関にお持ちください。医療機関の窓口で精算可能です。

県外で受診された場合や、コルセットを処方された等医療費の全額を自己負担し健康保険から払い戻しを受けた場合は、次の書類をお持ちいただき、請求をしてください。

医療費が高額療養費の支給基準に該当する見込みがある場合は、事前に健康保険を運営する保険者から限度額認定書を発行のうえ、医療機関の窓口までお持ちください。

- ① 県外等で子ども医療費受給者証を使わずに、医療機関で保険証を提示し、保険診療分を支払った場合

— 手続に必要なもの —

- ・ お子様のお名前が入った医療機関発行の領収書  
(診療日、点数、領収金額、領収印等のあるもの)
- ・ 保護者の方の口座番号のわかるもの
- ・ 印鑑(シャチハタは不可)
- ・ 子ども医療費受給者証
- ・ 保険者発行の療養費支給済通知書(高額療養費、附加給付金の支給基準にある場合は、健康保険の支払い後の手続になります)

- ② 医療費の全額を負担し、健康保険から払い戻しを受けた場合

— 手続に必要なもの —

- ・ 療養費にかかる領収書
- ・ 保護者の方の口座番号のわかるもの
- ・ 医師の装着証明等(コルセット、小児弱視用眼鏡等を処方された場合)
- ・ 印鑑(シャチハタ不可)
- ・ 子ども医療費受給者証
- ・ 保険者発行の療養費支給済通知書  
(健康保険の支払い後の手続になります)

医療費の自己負担部分が21,000円以上になる場合、高額療養費の世帯合算、附加給付金の支給基準に該当の可能性があるため、調査(健康保険の処理が終了するまでの期間、3～4か月が目安)のうえ振込しますのでお時間をいただきます。

## 5. 次の場合は手続きが必要になります

### ①お子様の健康保険証が変わったとき

手続きに必要なもの

- ・お子様の健康保険証、  
子ども医療費受給者証

### ②お子様の住所が市内間で変わったとき

手続きに必要なもの

- 子ども医療費受給者証

### ③離婚等でお子様を養育される方を変更したとき

手続きに必要なもの

- ・子ども医療費受給者証
- ・新しく養育される方の個人番号確認書類  
(個人番号通知カード等)と身元確認書類  
(運転免許証等)

**注:** お子様が生外へ転出された時や、生活保護受給または児童福祉施設に入所されたときは、子ども医療費受給者証をお使いいただけませんので、返却していただく必要があります。

## 6. その他制度のことについて

①受給者証を紛失・破損等をされた場合は、保護者の本人確認書類を子育て支援課にお持ちのうえ、再交付の手続きをしてください。

②交通事故等で第三者の行為によってけがや病気をした際の一部立て替え払いの制度はございませんので、第三者から損害賠償を受けることができる場合は、医療機関で子ども医療費受給者証をお使いいただけません。

③支給した医療費について、他の法令に基づく支給対象であったことが判明した場合、医療費を返納していただく場合があります。

④この制度は徳島市の事業であるため、他の市町村と制度の内容が異なります。

### 《参考・高額療養費の自己負担限度額一覧表》

所得区分		自己負担限度額 (月額)
ア	上位所得者	252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1% (多数回該当 140,100 円)
		167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1% (多数回該当 93,000 円)
ウ	一般	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1% (多数回該当 44,400 円)
エ		57,600 円 (多数回該当 44,400 円)
オ	市民税 非課税	35,400 円 (多数回該当 24,600 円)

多数回該当とは直近 1 2 か月間に 3 回以上高額療養費の支給を受けた場合、4 回目から自己負担限度額が軽減される制度のことです。

ア～オまでの所得区分については、加入している健康保険の種類によって異なります。詳細は保険者にお問い合わせください。

## 子ども医療費の 助成制度について



徳島市イメージアップキャラクター「トクシィ」

徳島市では本市に住民票があるお子様で 1 8 歳の誕生日後の最初の 3 月 3 1 日までの方を対象に健康保険適用の医療費の一部を助成しております。

徳島市子育て支援課 手当医療係  
TEL 088-621-5564  
(本館 3 階)

※ 令和 6 年 4 月 1 日現在の制度について記載しています。